

地方独立行政法人山口県産業技術センター自動販売機設置事業者公募仕様書

1 公募概要

- (1) 設置自動販売機の種類
飲料用自動販売機
- (2) 設置場所

所在地	設置場所	自動販売機 設置場所の寸法		容器回収ボックス 設置場所の寸法		備考
		幅	奥行	幅	奥行	
宇部市あすとびあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(奥側)	1.15m 以内	0.85m 以内	0.70m 以内	0.50m 以内	

- ※ 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- ※ 自動販売機の搬入、また、機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間

平成25年11月1日から平成27年3月31日まで

ただし、設置許可期間の満了前であっても、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）がセンター施設の用途又は目的のために必要が生じた場合は、設置許可を取り消し、現状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り許可期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

物件番号ごとに示した設置場所の寸法内に、自動販売機及び販売する飲料（缶・ビン・ペットボトル・カップ等）の使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

- ① 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ② 可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ③ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。（フロン又は代替フロンは使用しないこと。）
- ④ 照明については、午後8時から翌日午前8時の間、タイマーによる電気調節を行うこと。
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。なお、上記1公募物件の自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含んでいる。

(3) 設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

3 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）の20円引きの価格とする。

4 固定資産使用許可

(1) 使用承諾の期間

使用許可の期間は、平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間とする。

なお、使用許可の期間の満了前であっても、センターが固定資産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消すことがある。

(2) 使用料

使用料は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により、固定資産貸付要領（平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター要領第1号。以下「要領」という。）の定めるところにより算定した額をもって使用料とする。

なお、使用料は、センターが発行する請求書により、指定する期日までに全額支払うこと。

※ 平成25年度の1㎡当たりの固定資産使用料（年額）

共用棟：20,652円/年

なお、要領の改正等により額が変更する場合がある。

5 売上手数料

- (1) 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に売上手数料率を乗じた額とする。
- (2) 売上手数料は、四半期ごとにセンターが発行する請求書により、指定する期日までに全額支払うこと。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面によりセンターに報告すること。

6 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、毎月センターが発行する請求書により、指定する期日までに全額支払うこと。
- (2) 電気使用料の額は、自動販売機設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に、センターが契約している電気事業者との契約に基づき計算した額とする。

7 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用承諾の条件を遵守し、固定資産使用料を期日までに全額支払うこと。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、センターの指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）の20円引きで販売すること。

8 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第5号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しをセンターに提出すること。
- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可証の写しをセンターに提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

9 原状回復

設置事業者は、承諾期間が満了又は承諾が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償をセンターに請求することはできない。

10 参考データ

センターに勤務する職員数（平成25年8月現在）

75人

センターへの来所者数（平成24年度実績）

年間 約5,000人

11 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成25年10月25日(金)までに、固定資産使用申込書を提出すること。

《固定資産使用申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 固定資産使用申込書（要領 第1号様式）
- ② 使用しようとする固定資産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）

12 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用承諾の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) センターに対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

13 その他

使用承諾の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。